

電気供給約款別冊

株式会社ハルエネ

[2023年11月1日改定版]

目次

1 適用	1
2 実施期日	1
3 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数	1
4 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値.....	1
5 支払繰延特約に係る基準単価	2
6 供給区域.....	2

1 適用

- (1) この電気供給約款別冊（以下「本別冊」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、本別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本別冊の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) 本別冊に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 実施期日

本別冊は、2023 年 11 月 1 日から実施いたします。

3 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数

供給約款別表 8（燃料費調整）（ただし、管轄エリアが沖縄の供給約款については別表 7（燃料費調整））に基づく燃料費調整額の算定に係る燃料費調整適用係数は、以下表のとおりといたします。なお、管轄エリアについては 6（供給区域）のとおりといたします。

管轄エリア	燃料費調整適用係数
北海道	0.0
東北	0.0
東京	0.0
中部	0.0
北陸	0.0
関西	0.0
中国	0.0
四国	0.0
九州	0.0
沖縄	1.0

4 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値

供給約款別表 9（調達調整費）に基づく調達調整費の算定に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値は、以下表のとおりといたします。なお、管轄エリアについては 6（供給区域）のとおりといたします。

管轄エリア	調達単価係数	還元基準値	追加請求基準値
北海道	1.2	8.5 円	12.5 円
東北	1.2	4.0 円	8.0 円
東京	1.2	6.0 円	10.0 円

中部	1.2	5.0 円	9.0 円
北陸	1.2	3.0 円	7.0 円
関西	1.2	3.5 円	7.5 円
中国	1.2	3.0 円	7.0 円
四国	1.2	4.0 円	8.0 円
九州	1.2	4.0 円	8.0 円

5 支払繰延特約に係る基準単価

供給約款別表 10 (F プランに適用する支払繰延特約) に基づく支払繰延を実施する繰延金額の算定に係る基準単価は、以下表のとおりといたします。なお、管轄エリアについては 6 (供給区域) のとおりといたします。

管轄エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基準単価 (円)	20.5	19.0	20.5	20.5	21.0	21.5	20.0	20.5	21.0

6 供給区域

各管轄エリアを管轄する一般送配電事業者および供給区域は下表のとおりとします。

管轄エリア	一般送配電事業者 名称	供給区域 ※
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7430001078663)	北海道
東北	東北電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7370001044201)	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、 山形県、福島県、新潟県
東京	東京電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 3010001166927)	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 静岡県 (富士川以東)
中部	中部電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 1180001135974)	愛知県、静岡県 (富士川以西)、 岐阜県 (一部を除きます。)、長野県、 三重県 (一部を除きます。)
北陸	北陸電力送配電株式会社 (法人番号 4230001017826)	富山県、石川県、福井県 (一部除く)、 岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社 (法人番号 6120001220018)	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県 (一部を除きます。)、 福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、

	(法人番号 5240001054140)	山口県、兵庫県（赤穂市福浦のみ）、 香川県（小豆郡、香川郡のみ） 愛媛県（越智郡、今治市の一部）
四国	四国電力送配電株式会社 (法人番号 8470001017344)	徳島県、香川県（一部を除きます。）、 高知県、愛媛県（一部を除きます。）
九州	九州電力送配電株式会社 (法人番号 6290001084768)	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄電力株式会社 (3360001008565)	沖縄県

※ただし、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに定めるもの）は除きます。

制改定履歴

2023年6月1日制定

2023年11月1日改定